

事 務 連 絡

平成 29 年 5 月 19 日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

平成 29 年度高齢者医療運営円滑化等補助金における「レセプト・健診情報
等を活用したデータヘルスの推進事業」の実施に係る公募要領について

健康保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御尽力を賜り御礼申し上げます。

標記については、別添の「レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業 公
募要領」（以下「公募要領」という。）により行うこととされたので、お知らせします。

レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業 公募要領

レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業（以下「本推進事業」という。）の実施に当たっては、「高齢者医療運営円滑化等補助金交付要綱」に定めるもののほか、本公募要領によることとする。

1. 補助対象

本推進事業において公募を実施する補助対象は、健康保険組合（以下「組合」という。）とする。

2. 事業内容

（1）目的

「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月閣議決定）等によると、データヘルス計画の全国展開を加速させるために保険者機能を発揮するのにふさわしい規模を確保できるよう、保険者によるデータの集約・分析や保健指導の共同実施等を支援することとなっている。

本事業は、複数の組合が、地域や業種、業態ごと等で健康課題や健康事業における課題を抽出・共有した上で、同一の保健事業を協働実施し、効果検証を行うことを通してストラクチャー（事業構成・実施体制）やプロセス（実施過程）を構築することを目的としている。また、事業評価・結果の見える化を図ることで、効率的な協働事業モデルの実証と横展開を目指す。

（2）事業内容

本事業では、上記の目的の実現に向けて協働事業単位ごとに事業運営委員会を設置し、事業運営委員会で定められた事業をテーマに沿って協働で実行し、それに関わるデータを事業運営委員会と共有することで実証を行うこととする。そのために、これらの事業を実施し、データ提供に協力する主幹（代表）保険者に対して、それに要する費用を補助する。

具体的には、以下の i)～iv)の 4 つのテーマとする。

- i. 加入者のヘルスリテラシー向上に向けた事業

- ii. ICT等を活用した効果的・効率的な保健事業
- iii. 健康都市の創造支援事業※
- iv. 特定健診・特定保健指導の実施率向上に向けた事業

※健康都市の創造支援事業とは、組合が都道府県や市区町村等の自治体と連携して実施する予防・健康づくりの取組等を想定している。自治体との連携の他、連合会や協会けんぽ支部、地域医師会等の職能団体との連携を図り、保険者協議会等の枠組みを活用しながら地域社会に協働の輪を広げる活動も含まれる。

(3) 要件

- ① 事業運営委員会は、地域や業種、業態単位等、最低2組合以上で構成されていること。
- ② 本事業において設置された事業運営委員会の役割は、ア) 厚生労働省との窓口（報告含む）となること、イ) 運営委員会の開催をすること、ウ) 運営委員会へ参加する組合を調整すること、とする。
- ③ 本事業へ参加する各組合はデータの収集・分析を行い、必要な場合に依じて事業運営委員会で共有すること。
- ④ 今年度一年間の実施のみならず、長期的に事業を継続する意思があること。
- ⑤ 事業実施、外部への事業委託等に当たっては、安全性に十分留意するほか、個人情報保護法等を遵守するなど加入者のプライバシーに十分配慮すること。
- ⑥ 事業運営委員会は、分析に資するアウトプット指標、アウトカム指標などのデータを適切に取得し、事業の実証を行うこと

3. 組合の選定

選定は、当課において、応募要件に該当する旨を確認した後、厚生労働省に設置する本事業に関する選定委員会が申請書等の審査を行い、選定する。審査は非公開で行い、その経緯は通知しない。また、問い合わせにも応じない。

4. 報告・補助期間及び補助金額

(1) 報告

本推進事業において実施した事業については、主幹（代表）保険者が事業内容の詳細、実証結果等について報告書を取りまとめ、平成30年4月末までに当課宛てに報告

する。この報告書は、当課で審査を実施した上で公表するものとする。

また、平成 29 年 10 月頃に、計画した事業内容や実施方法、評価指標等について、その時点での決定事項や進捗状況等を中間報告書としてとりまとめ、当課宛てに報告することとする。

(2) 補助期間

採択の決定日～平成 30 年 3 月末日

(3) 補助金額

原則、1 事業運営委員会あたり 30,000 千円を上限として補助を行う。

5. 申請

申請に当たっては、以下の事項を厳守の上、別添申請書を作成し、提出すること。

(1) 提出方法

- ① 申請書は事業運営委員会ごとに作成し、主幹（代表）保険者が提出すること。
- ② 配達状況を確認できる方法により、提出期限までに必着するよう余裕をもって送付すること。応募書類を封入した封書等の表に、朱書きにて、「平成 29 年度 推進事業申請書類」と明記すること。
- ③ やむを得ない場合は、直接持ち込み（受付時間は「8 問い合わせ先」の問い合わせ時間帯と同じ。）による提出でも差し支えないが、その場合には事前に「8 問い合わせ先」にその旨を連絡すること。
- ④ F A X、電子メール等による提出や提出期限を過ぎてからの提出は認めないこと。
- ⑤ 理由の如何によらず、提出書類の修正・差替え等は認めないこと。なお、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあること。
- ⑥ 提出書類については返却しないこと。
- ⑦ 採択又は不採択を連絡するため、宛先等を記載した返信用封筒（長 3）を応募書類と同封すること。（切手の貼付は必要ない。）

(2) 留意事項

- ① 提出書類に不備（例：記載のない項目、記入欄の 1～2 割程度しか埋まっていない項目など）がある場合には、審査の対象とならないので、留意すること。

- ② この補助金を受け入れる場合は、(款)「国庫補助金収入」(項)「国庫補助金収入」(目)「被用者保険運営円滑化推進事業助成金」に計上すること。

(3) 提出先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省保険局保険課 担当：上村、野崎

6. 提出期限

平成29年7月7日(金) 必着

7. 選定に係るスケジュール

- ・ 平成29年7月7日(金) 提出期限
- ・ ~2週間後 審査(書面審査後、ヒアリング審査を行う場合もある)
- ・ ~3週間後 採択又は不採択の連絡、推進事業開始

8. 問い合わせ先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省保険局保険課 担当：上村、野崎

電話：03-5253-1111(内線3173)

問い合わせ受付時間：平日10時~11時30分、13時~17時まで